通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第１項と労働関係調整法施行令第10条の４第１項の規定に基づいて、船橋二和病院労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

１　開始日

令和８年１１月２８日以降

２　場所

船橋二和病院敷地内

３　要求事項

賃上げ、人員増、労働条件改善